

通所介護重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 デイサービスセンター白鶴ホームの概要

(1) 事業の目的

社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する指定通所介護事業所「デイサービスセンター白鶴ホーム」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 事業所の職員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。
- ③ 事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 提供できるサービスの種類

通所介護サービス及び付随サービス

(4) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	デイサービスセンター白鶴ホーム
所在地	さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
電話番号	048-758-0051
FAX番号	048-758-0057
介護保険指定番号	1170700171
サービス提供地域	岩槻区

(5) 職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	計	業務内容	勤務体制
管 理 者	名	名	名	サービス管理全般	8:30～18:00
生 活 相 談 員	名	名	名	生活上の相談等	8:30～18:00
介 護 職 員	名	名	名	日常介護業務	8:30～18:00
看 護 職 員	名	名	名	医療・健康管理業務	8:30～18:00
機能訓練指導員	名	名	名	機能回復訓練等(看護職員兼務)	8:30～18:00
運 転 手	名	名	名	送迎	8:30～18:00

(6) 設備概要

定 員	35名	静 養 室	1 室
食堂・機能訓練室	239.46m ²	相 談 室	1 室
浴 室	一般浴室・特別浴室	送 迎 車	2 台

(7) 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝日も可） （ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
営 業 時 間	午前8:30～午後6:00（サービス提供時間7～8時間）

2 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

(1) 送 迎・・・身体状況にあった車輛に配慮し、送迎を行います。

(2) 食 事・・・昼食 12:00～
以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
身体状況にあった食事を提供します。

(3) 入 浴・・・体調を考慮し、身体状況にあった入浴を提供します。

(4) 介 護・・・ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、施設内の移動の付き添い等

- (5) 生活相談・・・常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め、相談できます。
- (6) 健康管理・・・センター到着後の健康チェックと必要な場合、随時血圧や体温等を測定します。
- (7) 機能訓練・・・個別の心身状態を踏まえた機能訓練の目標等を計画書に位置付け、日常生活や各種レクリエーション等を通して機能回復又はその減退を防止し、心身の健康に配慮します。

3 料金

- (1) 【別紙】をご覧ください。

- (2) 支払方法

当月の料金の請求書を翌月 15 日までに送付しますので、20 日までに郵便口座自動引き落としの方法でお支払いください。

4 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

- (2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。

- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、又は要支援と認定された場合・・・非該当、又は要支援となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院、又は病気等により3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの利用に当たって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出てください。
- (2) 利用に当たって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。

6 非常災害対策

非常時の対応	非常時の場合は、関係機関等に通報するとともに、利用者の安全確保を最優先に対応します。			
消防訓練	年2回以上消防訓練を実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	16箇所	非常放送設備	あり
	移動粉末消火設備	1箇所	避難用すべり台	1基
	スプリンクラー設備	あり	誘導灯	20箇所
	自動火災報知設備	あり	漏電火災警報器	あり
	火災通報装置	あり	自家発電設備	あり
消防計画等	消防署への届出日：平成11年4月8日 防火管理者：事務長 清水 澄夫			

7 事故発生時の対応

事故発生の際は、迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び居宅介護支援事業者並びに保険者に連絡を取ります。

また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。なお、サービスの提供に当たり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

8 緊急時の対応

利用者の容態に変化があった等、緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置をとるほか、別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 大隅 一代
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 苦情受付及び個人情報相談窓口

1	社会福祉法人 清 澄 会
受付担当者	事務長 清水 澄夫 生活相談員 大 隅 一 代
解決責任者	施設長 関 根 健 一 副施設長 清 水 文 子
第三者委員	評 議 員 加 藤 史 子 評 議 員 宇佐美 サチ子 (白鶴ホーム正面玄関に第三者委員専用苦情相談受付箱設置)
電 話	0 4 8 - 7 5 8 - 0 0 3 4
受 付 時 間	8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
2	さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 電 話 : 0 4 8 - 7 9 0 - 0 1 6 9
3	さいたま市役所 介護保険課 電 話 : 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 4
4	埼玉県国民健康保険団体連合会 電 話 : 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8

11 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- (2) 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (3) 職員であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- (4) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努めます。
- (5) 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとします。
- (6) 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行います。
- (7) 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供します。
- (8) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管します。
- (9) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (10) 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。
- (11) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

1 2 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

通所介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

(事業者) 住 所 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

事業者名 社会福祉法人 清 澄 会
デイサービスセンター白鶴ホーム

説 明 者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩

別紙 料金

(1) 利用料金（通常規模型通所介護 7 時間以上 8 時間未満）

	1 日あたりの 利 用 料 金	1 日あたりの 自 己 負 担 分 (1割負担の方)	1 日あたりの 自 己 負 担 分 (2割負担の方)	1 日あたりの 自 己 負 担 分 (3割負担の方)
要介護 1	7,027円	703円	1,406円	2,109円
要介護 2	8,298円	830円	1,660円	2,490円
要介護 3	9,612円	962円	1,923円	2,884円
要介護 4	10,925円	1,093円	2,185円	3,278円
要介護 5	12,260円	1,226円	2,452円	3,678円

(2) 加算料金

		自己負担額 (1割負担の方)	自己負担額 (2割負担の方)	自己負担額 (3割負担の方)
	入浴介助加算 (I)	43円/日	86円/日	129円/日
	サービス提供体制強化加算 (I)	24円/日	47円/日	71円/日
	科学的介護推進体制加算	43円/月	86円/月	129円/月
	口腔・栄養スクリーニング 加算 (I)	22円/回	43円/回	64円/回
	送迎減算 (片道)	-51円/回	-101円/回	-151円/回
	介護職員等処遇改善加算 (I)	※ 説明参照		

※ 介護職員等処遇改善加算 (I)

【介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（9.2%）】（1 単位未満四捨五入）×1 単位の単価（10.68円）となります。

利用者負担額（1 割）は、【上記額－（上記額×0.9）】（1 円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（2 割）は、【上記額－（上記額×0.8）】（1 円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（3 割）は、【上記額－（上記額×0.7）】（1 円未満切り捨て）となります。

※ 自己負担額は、介護保険請求の端数処理の都合により、上記計算額と異なる場合があります。

(3) その他の料金

食 費	1食あたり681円（昼食＋おやつ）
そ の 他	おむつ代、レクリエーション費用の一部等は自己負担となります。
通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用	
① 通常の事業の実施地域から、片道2キロ以上5キロ未満250円 ② 通常の事業の実施地域から、片道5キロ以上10キロ未満500円 ③ 通常の事業の実施地域から、片道10キロ以上は1キロにつき100円加算	

(4) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日までにご連絡をいただいた場合	無料
② ご利用日の当日にご連絡をいただいた場合	介護報酬の10%